

相続放棄サービスのご案内

 相続・遺言手続センター®

中央駅一番街司法書士事務所

1 相続放棄とは？

- ・ 相続放棄とは、被相続人（お亡くなりになられた方）の財産について、「**相続しない**」という意思を明確にする手続きです。
- ・ 相続放棄した場合に放棄する事になる財産には、借金等のマイナスの財産は当然のことながら、不動産や預貯金、有価証券といったプラスの財産がある場合は、それらも含め**全て相続する事が出来なくなります。**
- ・ 遺産分割協議において、相続しません＝相続放棄だと思われる方もいらっしゃるいますが、**相続放棄をすると相続人自体ではなくなります**ので、ご注意ください。

2 このような方にオススメ

- 父の借金を相続放棄したいしたい
- 亡くなった両親・兄弟・配偶者の債権者から催促の電話がくる
- 母親が5年以上前に亡くなっているのですが、相続放棄したい。借金が1億円以上もあり、とても払いきれません。
- 会ったことのない親戚から、会ったことのない叔母の相続放棄をするよう手紙がきました。
- 会社を経営していた父に借金があった
- 母が亡くなって、税金の滞納とかしているようなので、相続放棄をお願いします。

3 具体的なサービス内容

項目	内容	Aプラン 3万円	Bプラン 4万円	Cプラン 5万円
ヒアリング (電話・メール・面談)	相続放棄を受理される可能性を高めるために、 専門スタッフが現状のヒアリングを行ないます。	○	○	○
戸籍収集	相続放棄に必要な戸籍収集をおこないます。※	×	○	○
相続放棄申述書作成	相続放棄を申請するための申述書を作成します。	○	○	○
書類提出代行	家庭裁判所への書類提出を代行します。	×	○	○
照会書への回答作成支援	家庭裁判所からの質問に対する回答書の 作成代行をします。	×	○	○
受理証明書の取り寄せ	家庭裁判所が相続放棄を受理したことの 証明書を取り寄せます。	×	×	○
債権者への通知サービス	相続放棄が成立した事を 債権者に対して通知するサービスです。	×	×	○
親戚への相続放棄 「まごころ」通知サービス	相続放棄したことを次の相続人に お知らせすることで、 不要なトラブルを回避するためのサービスです。	○	○	○

4 具体的なサービス内容

※ 当事務所は、相続放棄サポートのお支払は「契約時」にて承りますが、万が一相続放棄が家庭裁判所で認められない場合は、返金しますのでご安心ください。

※ 料金は、相続放棄をする方1名あたりの金額です。

※ 限定承認に関しては、内容が複雑なため 別途相談となります。

※ 取得にかかる実費（小為替・郵送費等）は、別途精算させていただきます。

※ 3ヶ月期限超え 相続放棄申述書作成費用

1件

5万円

(※提供サービスは、上記Cプランと同じものとなります)

5 お手続きの流れ

① 電話若しくはメールで相談

② 相続放棄手続きサービスの説明後に当案内及び委任契約書を送付（郵送にて返信ください）

③ 被相続人の戸籍謄本収集・相続人の戸籍収集・その他必要書類収集

④ 相続放棄申述書作成と家庭裁判所申立て

⑤ 相続放棄照会書の記載

（家庭裁判所からお客様へ相続放棄に関する照会書が送られてきます。）

⑥ 相続放棄照会書を弊社へご郵送

（照会書にご住所・お名前・お電話番号のみをご記入いただき、認印を押印の上、弊社に送付してください。）

⑦ 相続放棄申述受理通知書が届く

（相続放棄申述受理証明書が、ご自宅に送付されてきましたら手続き終了となります。）

⑧ 手続き完了！（次の相続人及び債権者へ通知）